

舞鶴バレーボール協会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、舞鶴バレーボール協会(以下「本会」という。)といい、事務所を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、舞鶴市内におけるバレーボールの普及と競技力の向上を図り、その発展・振興に努力するとともに、明るく、健やかで豊かな市民生活の構築に努めるとともに、京都府バレーボール協会の加盟団体としてその事業及び運営に協力する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の主催、主管及び後援、協力に関する事
- (2) 競技力の向上に関する事
- (3) 競技会の運営と審判員の養成及び技術の向上に関する事
- (4) 指導法の研究及び指導者の養成、研修を始め、バレーボールの普及に関する事
- (5) バレーボールを通じた青少年の健全育成に関する事
- (6) 上部組織及び関係団体への協力をはじめ、本会の目的を達成するために必要な事業に関する事

第3章 組織

(組織)

第4条 本会は、舞鶴市内のバレーボールを愛好する個人又は団体で組織する。

第4章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 若干名
- ・理事長 1名 ・副理事長 若干名
- ・常任理事 若干名 ・理事 若干名
- ・会計 1名 ・監事 2名

2 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は理事会において推挙し総会に報告する。
- (2) 理事は、加盟団体から推挙された者を会長が委嘱する。会長が必要と認めたときは、会長推薦の理事若干名を委嘱することができる
- (3) 理事長及び副理事長は、理事会において互選する
- (4) 会計及び常任理事は、会長及び理事長が推挙する
- (5) 名誉会長及び顧問は、会長及び副会長経験者、参与は理事長及び副理事長経験者で、特に本会の発展に貢献した者のうちから理事会の推挙により会長が委嘱する

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する
- (3) 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する
- (5) 常任理事及び理事は、専門部を分担し、会務の企画、立案並びに執行にあたる。
- (6) 会計は、本会の経理を担当し会計事務を行う
- (7) 監事は、本会の会務及び経理を監査する
- (8) 名誉会長及び顧問は、本会の重要な会務の諮問に応じる
- (9) 名誉会長、顧問及び参与は、必要に応じ会議に出席し意見を述べることができる

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 役員に欠員を生じたときは補充する。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。また、委任状を提出したときは、出

席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数の同意で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(総会)

第10条 総会は、役員、加盟団体代表者で構成し会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、役員(監事を除く。)で構成し、理事長が招集する。

2 理事会は、理事長が議長となり次の事項について審議、決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から委託された事項
- (3) 事業の運営に関する事項
- (4) 会長、副会長及び監事の推挙に関する事項
- (5) その他、会長及び理事長が必要と認める事項

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、会計並びに常任理事で構成し、理事長が招集する。

2 常任理事会は、理事長が議長となり次の事項について審議、決定する。

- (1) 事業の企画、立案及び執行に関する事項
- (2) 総会及び理事会に付議する事項
- (3) 理事の推挙に関する事項
- (4) その他、会長及び理事長が必要と認めた事項

第6章 会長の専決処分

(専決処分と報告)

第13条 会長は、緊急を要する事項について専決処分をすることができる。

2 専決処分をしたとき、会長はその内容を次の会議に報告し承認を得る。

第7章 専門部

(専門部)

第14条 本会は、会務執行の円滑化を図るため、総務部、指導普及部、強化部、競技部、審判部、ソフトバレーボール部の各専門部を設置する。

2 専門部は、それぞれ部長、副部長及び部員で構成する。

3 専門部の部長及び副部長は、副理事長又は常任理事が分担し、部員は理事があたる。

第8章 財務

(経費)

第15条 本会の経費は、加盟費、参加料及びその他の収入をもって充てる。

2 加盟費及び参加料の額は、総会において別に定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第10章 付則

(施行と改正)

第18条 この会則は、昭和36年 1月 1日から施行する。

平成元年 4月 1日 一部改正

平成 6年 3月29日 一部改正

平成 7年 3月31日 一部改正

平成 9年 3月24日 一部改正

平成21年 3月25日 一部改正